

後発医薬品使用体制加算と一般名処方加算に関する院内掲示

- 当院では患者様の負担を軽減するため適正な品質評価を行った上で後発医薬品(ジェネリック医薬品)の採用を推進しています。
- 後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(※一般的な名称により処方箋発行をすること)を行う場合があります。

後発医薬品とは

後発医薬品(ジェネリック医薬品とも呼びます。)とは、先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のことです。先発医薬品より安価で、効き目や安全性は先発医薬品と同等です。

一般名処方とは

医薬品の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足の医薬品であっても有効成分が同じ複数の医薬品が選択でき、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

- 医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制を整えております。
- 医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があります、その際は患者様にご説明いたします。